

平成28年11月 4日

佐賀大学医学部附属病院における食堂運営事業者の公募公示

佐賀大学医学部附属病院では、食堂運営事業について、事業者からのプロポーザル（企画提案）方式により総合的に審査し、最も的確な事業者を選定いたします。

国立大学法人佐賀大学
学長 宮崎 耕治



1. 業務概要

(1) 業務名

佐賀大学医学部附属病院における食堂運営事業 一式

(2) 業務内容

募集要項を参照

(3) 事業委託期間（予定）

平成29年8月中旬から平成34年3月31日

ただし、以降1年毎に契約を更新する場合がある。

※病院再整備に伴う改修工事の進捗状況により変更があり得るため、正式な営業開始年月日については事業者の決定後、協議のうえ決定する。

2. 応募資格等

ア. 本事業に応募することができる事業者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 病院内に設置する店舗の基本的な考え方及び使用許可の趣旨を理解し、出店に意欲のある者であること。
- (2) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (3) 過去3年以内に営業に係る刑事罰処分を受けていない者。なお、3年以内に衛生関係法令による営業停止処分などの不利益処分を受けた実績がある者については、その内容を別途報告すること。
- (4) 直近5年間に於いて、3年以上継続して70席以上の飲食業の営業実績を有する者であること。
- (5) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成28年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」のA, B, C又はDの等級に格付けされている者、又は国立大学法人佐賀大学の競争参加資格において平成28年度に「役務の提供等」のA, B, C又はDの等級に格付けされている者であること。
- (6) 事業者の財務状況、損益状況及び資金状況が良好な者であること。
- (7) 賠償責任保険に加入している者であること。（第三者に対する賠償責任保険及び施設に対する賠償責任保険等）
- (8) 業務にあたり、食品衛生法等の関係法令に基づく許認可等（届出を含む。）が

必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有する者であること又は営業開始までに確実に取得する見込みがあること。

イ. 本事業に応募することができる事業者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第4条に該当する以下の者
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3. 募集要項の交付場所及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
本公示に基づき、応募を希望する者に対し、募集要項を交付します。

(1) 交付期間

平成28年11月4日(金)～平成28年11月18日(金)

(2) 交付場所

〒849-8501 佐賀市鍋島五丁目1番1号

佐賀大学医学部経営管理課【担当：総務主担当】

電話番号：0952-34-3105 (直通)

FAX：0952-34-2086

4. 提案書及び関係書類等の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所上記3. (2)に同じ。

(2) 提出期限平成28年11月30日(水) 16:00【必着】

5. 審査方法

募集要項等に基づき提出された企画提案書等について、本学の審査委員会において、書類審査及び必要に応じプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を選定する。

7. その他

(1) 提案書及び関係書類等の提出は、持参又は郵送とします。なお、郵送の場合は書留郵便によることとし、平成28年11月30日(水)16:00までに到着したものに限り受け付ける。

(2) その他、詳細については、募集要項等による。

以上公告する。